

令和 6 年度 第 1 回たつの市都市計画審議会 議事要旨

- 開催日時 令和 6 年 7 月 2 3 日（火）
午前 9 時 5 5 分から午前 1 1 時 2 9 分まで
- 開催場所 たつの市役所 新館 4 階 災害対策本部兼大会議室
- 出席者 委員 1 9 名（代理出席 1 名を含む）
市職員等 1 0 名
- 傍聴者 2 名
- 審議事項
 - 議案第 1 号 中播都市計画用途地域の変更案について（諮問）
 - 議案第 2 号 中播都市計画地区計画（龍野 I C 周辺地区地区計画）の決定案について（諮問）
 - 議案第 3 号 中播都市計画ごみ焼却場の変更案について（諮問）
- 審議事項の説明
 - 議案第 1 号 中播都市計画用途地域の変更案について
住民説明会の結果
 - ・開催日 令和 5 年 1 2 月 1 5 日
 - ・参加者 3 名
 - ・意見等 0 件知事協議の結果
 - ・申出日 令和 6 年 1 月 3 0 日
 - ・回答日 令和 6 年 2 月 1 5 日
 - ・回答内容 異存なし都市計画法に基づく縦覧の結果
 - ・縦覧期間 令和 6 年 5 月 7 日から令和 6 年 5 月 2 1 日まで
 - ・縦覧人数 2 名
 - ・意見書の提出 0 件
 - 議案第 2 号 中播都市計画地区計画（龍野 I C 周辺地区地区計画）の決定案について

市条例に基づく縦覧の結果

- ・縦覧期間 令和5年12月8日から令和5年12月21日まで
- ・縦覧人数 3名
- ・意見書の提出 0件

知事協議の結果

- ・申出日 令和6年1月30日
- ・回答日 令和6年2月15日
- ・回答内容 異存なし

都市計画法に基づく縦覧の結果

- ・縦覧期間 令和6年5月7日から令和6年5月21日まで
- ・縦覧人数 1名
- ・意見書の提出 0件

議案第3号 中播都市計画ごみ焼却場の変更案について

住民説明会の結果

- ・開催日 令和5年12月19日
- ・参加者 5名
- ・意見等 0件

知事協議の結果

- ・申出日 令和6年5月
- ・回答日 令和6年6月20日
- ・回答内容 中播都市計画ごみ焼却場の変更について異存ない

都市計画法に基づく縦覧の結果

- ・縦覧期間 令和6年6月25日から令和6年7月9日まで
- ・縦覧人数 0名
- ・意見書の提出 0件

生活環境影響調査の結果

- ・報告書縦覧 令和6年4月1日から令和6年4月30日
- ・意見書の提出 0件

○採決の結果

議案第1号

中播都市計画用途地域の変更案について（諮問）

原案どおり可決

議案第 2 号

中播都市計画地区計画（龍野 I C 周辺地区地区計画）の決定案について
（諮問）

原案どおり可決

議案第 3 号

中播都市計画ごみ焼却場の変更案について（諮問）

原案どおり可決

【審議内容】

事務局	（議案第 1 号及び第 2 号について説明） 議案第 1 号、中播都市計画用途地域（龍野 I C 周辺地区）における用途地域の変更について、説明をさせていただきます。 まずは、龍野 I C 周辺地区の概要について、説明させていただきます。 図面の赤線に囲まれている区域で、山陽自動車道龍野 I C から四箇交差点までの龍野町四箇地区、大道地区を中心とした約 22.6 ヘクタールの区域となります。本市の中心市街地に隣接し、地区の中央を都市計画道路の龍野中央幹線が縦断、国道 2 号にも連絡するなど、交通利便性の高い区域となっております。 現在は、市街化調整区域であり、一部が農用地区域の指定を受けておりますが、地権者により土地区画整理準備組合が組織されておりまして、業務代行予定者である竹中土木大阪本店の支援を受けながら、事業認可に向けて事業計画を作成中です。計画的な市街地形成の準備が整いつつあることを踏まえ、令和 5 年 12 月 18 日に当該地区を市街化区域に編入するため、県に申出をおこなっております。
-----	--

では、市街化区域編入に伴い、変更する用途地域について説明します。龍野 I C 周辺地区は本市のまちづくりの指針である都市計画マスタープランにおきまして「商業・業務施設集積ゾーン(沿道型)」に位置づけられているため、同時に、本事業の目的は「新たな商業拠点となる商業用地の創設」であるため、市街化区域編入予定区域の全域を大規模商業施設の立地が可能な「近隣商業地域」とし、隣接する既存の市街化区域、隣接する区域も近隣商業地域ですが、同様に、建蔽率 80%、容積率 200%といたします。

では、前回の都市計画審議会後に実施した都市計画決定手続きについて、説明をさせていただきます。

令和 5 年 11 月 28 日の都市計画審議会の後、市全域を対象とした住民説明会を 12 月 15 日に開催し、参加者は 3 名、質問意見等はありませんでした。

その後、1 月 30 日に知事協議を申出し、2 月 15 日付けで異存なしの回答をいただいたことを踏まえ、5 月 7 日から 21 日まで法定縦覧に供しました。市広報、ホームページで周知いたしましたが、縦覧者は 2 名、意見書の提出はありませんでした。

住民説明会、知事協議、縦覧において特段の意見がなかったことから、用途地域の変更については、原案のとおり近隣商業地域として諮問するものです。

なお、本審議会の承認をいただけた場合、県の市街化区域編入についても異存なしと回答させていただき、市街化区域編入と合わせて 10 月に決定告示をする予定としております。

用途地域についての説明は以上となります。

用途地域に引き続き、議案第 2 号、中播都市計画地区計画（龍野 I C 周辺地区地区計画）についても、私の方から説明をさせていただきます。引き続きよろしく願いいたします。

地区計画を説明させていただく前に、前提となる用途地域については議案第 1 号の説明にて近隣商業地域と説明をさせていただきましたが、近隣商業地域におきましては、住宅、店舗、パチンコ店、福祉施設、畜舎など様々な建築物が建てられるようになります。しかし、逆の言い方をさせていただきますと、交通利便性を生かして商業用地を創設するために宅地化しても、住宅が建てられ、その隣にパチンコ店が建てられ、畜舎や自動車教習所などに広く土地利用されるなど、望んだまちづくりができない可能性があります。

そこで、都市計画法に基づく地区計画制度を活用し、一定のルール、規制を設けることにより、建築用途を統一し町並みの整序を図りたいと考えています。

では、龍野 I C 周辺地区の地区計画は、地区整備計画と言いますが、どのようなルールとするのか。

まず、既存のインフラの配置や建築物を考慮し、3 種類のゾーン、地区を作ります。

資料の赤色で示させていただいているところが中央幹線沿道で、大規模な土地利用ができる地区を「大規模商業地区」とし、大規模な商業施設を誘導することで賑わいを生み出す地区とします。

青色の地区につきましては、I C直近で中央幹線沿道ですが、既存の事業所などがあり、業務施設が望ましい地区を「沿道業務地区」とし、コンビニや飲食店などの沿道サービス施設や事業所などの立地を目指す地区とします。

黄色の区域につきましては、既存の集落・住宅地に隣接する地区になりますので、「地域交流地区」とし、小規模な店舗や福祉施設等、居住環境に配慮した地区とします。

また、公共施設の配置として、既存の市道大道四箇線を幅員11.5mに拡幅するとともに、大規模商業地区と地域交流地区、赤色と黄色の地区になりますが、その間に同規模の区画道路を新設し、緩衝帯といたします。なお、地域交流地区に約0.4ヘクタールの公園を配置し、地域住民の交流や子育てに配慮したいと考えております。

続いて、各地区の地区整備計画、ルールについて説明します。

まず、赤色の大規模商業地区については、中央幹線の東西に市内外から集客できる大規模集客施設を誘導し賑わいを創出するため、目的に合わない「住宅」、「学校等の公共施設」、「福祉施設」「畜舎」、「寺社」、「農業用倉庫」など、大規模土地利用が必要な「自動車教習所」、地域住民から望まれていない「カラオケボックス」や「パチンコ店」などを規制します。

また、小規模な土地利用についても本事業の目的に合致しないため、土地区画整理事業区域に限っては最低敷地面積を「5,000㎡以上」とさせていただきます。

大規模商業施設を想定していることから、隣接地への影響を考慮し、敷地境界からの壁面後退を「2m以上」とし、道路面に設置する垣又は柵については、「生垣又は透視可能なフェンス」

により、景観に配慮します。

続いて、青色の沿道業務地区については、中規模の沿道サービス施設や事業所の誘導を目的としていることから、大規模商業地区同様に「住宅」、「学校等の公共施設」、「福祉施設」、「畜舎」、「寺社」、「農業用倉庫」、「自動車教習所」、地域住民から望まれていない「カラオケボックス」や「パチンコ店」などを規制しつつ、本来は大規模商業地区に誘導すべき「床面積1万㎡超の店舗」、「ボーリング場・スケート場」、「劇場・映画館」も規制します。一方で沿道業務施設として「ホテル・旅館」については許容し、IC直近にふさわしい沿道業務地区を目指します。

大規模商業地区ほど大きな施設を想定していることから、敷地境界の壁面後退については「1m以上」とし、中央幹線に面していることから道路面に設置する垣又は柵については、大規模商業地区同様に「生垣又は透視可能なフェンス」により、景観に配慮いたします。

続いて、黄色の地区、文字自体は見えにくいため緑色にしておりますが、地域交流地区につきましては、既に住宅が建築されており、既存の住宅地と近接していることから、他の地区で規制してきた「住宅」、「福祉施設」、「農業用倉庫等」は規制せず、居住環境に影響のある「床面積3,000㎡以上の店舗」や「ホテル・旅館」、「ボーリング場・スケート場」、「劇場・映画館」、「学校等の公共施設」、「畜舎」、「寺社」、「自動車教習所」、地域住民から望まれていない「カラオケボックス」や「パチンコ店」などを規制し、居住環境に配慮します。

住宅地になる可能性もあることから地域交流地区のみ建築物

の最高高さを「15m」までとし、敷地境界からの壁面後退については、沿道業務地区同様「1m以上」としますが、住宅地となる可能性も考慮しまして、垣又は柵の規制はしないことといたします。

以上のように、大規模商業施設を誘導すべき地区、沿道サービス施設や事業所を誘導すべき地区、住宅など居住環境に配慮すべき地区の特性に応じた、最低限のルールを設けまして、新たな商業拠点にふさわしい町並みを形成していきます。

最後に、前回の都市計画審議会の実施した都市計画決定について、説明をさせていただきます。

令和5年11月28日の都市計画審議会の後、12月8日から21日まで条例に基づく縦覧に供した結果、縦覧者は3名、意見書の提出はありませんでした。また、縦覧期間中に市全域を対象とした住民説明会を12月15日に用途地域の説明と合わせて開催させていただきました。参加者は3名、質問意見等はありませんでした。

その後、1月30日に知事協議を申出し、2月15日付けで異存なしの回答をいただいたことを踏まえ、用途地域の縦覧に合わせて5月7日から21日まで法定縦覧に供しました。市広報、ホームページで周知いたしましたが、縦覧者は1名、意見書の提出はなしでした。

住民説明会、知事協議、縦覧において特段の意見がなかったことから、地区計画の決定については、原案のとおり諮問するものです。なお、本審査会の承認をいただけた場合、条例の改正案を議会に上程した上で、県の市街化区域編入に合わせて、10月に

	地区計画の決定告示する予定としております。 以上、県の市街化区域の編入に伴う、用途地域の変更、地区計画の決定について、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
会長	議案第1号及び第2号の説明が終わりました。ご質問、ご意見がありましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。初めに名前等を言っていたから、質問等を言っていたかと思いますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。
委員	この概要の中にもありましたように農地、農用地区域があるところの区画整理ということで、実際に区画整理をした後に、まだ土地の活用が決まっていなかった所は農地として使用される方もいらっしゃると思うのですが、その用排水を考えていらっしゃるのか。そのあたりを教えてくださいよろしいですか。
事務局	はい。農地として残るところの用排水についてということで、すけれども、まず区画整理事業で整備される区域につきましては、用水路につきましては必ず付替えさせていただきます。現在の上流と下流の起点と終点につきましては、ちゃんとつなげていきますので、下流に影響のないように整備させていただきます。 それで、区画整理から外れる区域につきましては、特段用水路を触ったりはしませんので、今までどおり水は流れてきますし、排水をすることも可能となります。
委員	はい、わかりました。 あと、それは一応整備されるということですので、将来的

事務局	に農地がなくなって、全て活用された場合に無駄が発生しないのかどうか、その辺を教えてほしいと思います。 まず、区画整理区域内には農地として利用されるという方がおられず、全て宅地化されますので農地として残るところはないということになっております。それで、区画整理区域外になるところにつきましては、最終的には民間開発事業という形で整備をされていくことにはなるのですけれども、そこについては、市の開発指導要綱、もしくは、県の開発指導要綱に基づきまして、ちゃんと水路を付け替えたりだとかいう形で無駄のないようにさせていただきます。
委員	もう1点だけ確認させていただきたいのですけれども、今回の区域の東側の農地はほ場整備されていないので、将来的にはほ場整備されることも想定した上でいろんな協議がされていて、計画を立てられているのか。その辺をお願いいたします。
事務局	今回市街化区域に編入する東側について、ほ場整備されるかどうかというところまでは検討はさせていただいていないのですけれども、用排水、用水路につきましては、岩浦土地改良区さんと協議をさせていただいて了解をもらうことで、用排水に影響がないようにさせていただきます。
委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	その他、質問等をお受けしたいと思います。 はい、どうぞ。

委員	2号議案のことで訊ねたいんですけども、用途地域、統一感のない町並みになる可能性ということで区分けをして、これは良い取り組みだとは思うのですが、先に大型商業施設のゾーンで、それ以上のものを想定しているか分からないんですけども、誘致する商業施設がこの範囲を超える、大きくなったときは、その隣の沿道業務地区の方に食い込んで良いのか。それとも、そこは線を引いて、両方沿道地区と大型商業とはきっちりと分けてするのかというのは、それはどんな感じで計画されているのか。
事務局	大規模商業地区と沿道商業地区、隣の地域交流地区につきましても道路で区分けをしておりますので、跨って建物が建てられることは、まずないと考えています。あくまで、3つの地区に分けて建物の用途を規制して町並みを統一していくということなので、大規模商業地区、赤色の地区については大きな施設、そして、青色の地区についてはそこそこ大きなものも建てられますので、その規制は守っていただいて建物は建てていただくということで、こちらが指導していく形になります。
委員	わかりました。そうでしたら、オーバーするとか、誘致する商業施設が仮に大きなのが、この計画以上に増えたとしたら、それはこの区域に入れないということで、道があるからということですね。
事務局	そうですね。青色の、例えば沿道商業地区ですと1万㎡を超えるような店舗は建てられないように規制はかけておるのですが、そこに進出したいということにつきましては、規制を守

	っていただくという形になります。
委員	はい、わかりました。
会長	その他、質問等をお受けしたいと思います。 はい、どうぞ。
委員	第2号議案の方ですけれども、大型商業地区の周辺に11.5mの道路がありまして、そこを広げていただくということですが、東側が特にですけれども、道路のその先が狭いのかなというふうに思っていて、この地区内ではないんですけれども、大きな道路にしてしまったら、そこでまたどん詰まってしまうんじゃないかと思うのですけれども、その先の計画とかが市でどうなっているのか、考えられているのか教えていただけたらと思います。
事務局	今のところ、区画整理区域内の道路が11.5mに拡幅されますが、その先の道路は区画整理事業では整備されませんので、まず一旦は生活道路、集落の道路に入らないような形を取らせていただきますけれども、道路管理者とも協議させていただいて、その道については通行できるように改良できないかというところを検討させていただいておりますので、渋滞対策であったりとか、地域住民に影響が出ないように検討を進めさせていただきます。
委員	東側は分かりました。西側も割と狭いのかと思うのですけれども、その辺りはどうですか。

事務局	西側の道路については、そちらの集落の方が使われるメインの道路になってきますので、そちらに入らないように補助幹線道路を整備させていただいて、基本的に店舗に来られるような方については、補助幹線道路を周回させていただいて店舗に入っただく。集落の方が使われる道には入らないように対策をさせていただこうと思っております。
会長	はい、どうぞ。
委員代理	まず道路のことにつきましては、大規模商店が出店する場合には公安委員会協議、いわゆる県警本部との協議があります。現在第1回はされたと聞いておるのですが、渋滞対策、道路幅員についても、県警本部の方からも意見・要望があつて事務局と今後協議を重ねていくと聞いております。簡単に言いますと11.5mというのは片側一車線にちょっと広い歩道がつくのが大体この程度の道になりますので、警察サイドの意見としては、これでは大規模商店によりますけれども、渋滞とかが発生するのではないかと思います。周辺道路も含めてですね、かなり広範囲に大規模商店が出る場合には公安協議いたしますので、これからこの土地の用途変更が完了した後になると思うんですが、詳細については事務局と県警本部を含めまして協議をさせていただくということになります。
委員	ありがとうございます。
会長	その他意見等ありましたら、お受けしたいと思います。

環境課	よろしいですか。 質問等がないようですので、それでは採決に入りたいと思いますがよろしいですか。 （異議なしの声あり） 議案第１号及び第２号について、承認される方は挙手をお願いしたいと思います。 （出席委員全員が挙手） ありがとうございます。出席委員全員が挙手されておりますので、議案第１号及び第２号については、全会一致で本案のとおり承認されました。 （議案第３号について説明） 本件は、令和６年２月９日の都市計画審議会において事前審で報告させていただいた案件であります。本日は本審査をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。 揖龍クリーンセンターの更新に係る都市施設区域の変更に向けた住民説明会ですが、令和５年１２月１９日に開催し、参加者５名、意見等はございませんでした。また、変更（案）の縦覧につきましては令和６年６月２５日から７月９日の間に行いまして、意見書の提出はございませんでした。
-----	---

揖龍保健衛生 施設事務組合	それでは、具体的な内容につきまして、揖龍保健衛生事務組合の担当職員よりさせていただきます。 それでは配付しております資料の２ページをご覧ください。 まず、本事業の概要についてご説明いたします。 たつの市・太子町の家庭ごみ及び事業所から排出されるごみにつきましては、現在、揖龍保健衛生施設事務組合の揖龍クリーンセンターにおいて処理を行っております。 この揖龍クリーンセンターの既存施設につきましては、稼働開始から２５年以上が経過し、更新が必要となっていることから、本事業では、新たなエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備いたします。 続きまして３ページをご覧ください。都市計画法について、ご説明をいたします。 まず、都市施設とは、道路、公園、上下水道、教育文化施設、医療福祉施設など、都市生活に必要な都市の骨組みを都市計画に定めることができる施設のことです。都市計画法の第１１条では、ごみ焼却場につきましても「都市計画に定めることができる」とされており、国の都市計画運用指針においても、積極的に都市計画決定することが望ましいとされております。 現行の揖龍クリーンセンターの敷地は、ごみ処理場としまして既に都市計画決定が行われていますが、新たなごみ処理施設を整備するにあたり、都市計画決定区域の範囲の変更を行うこととなりました。 区域を変更いたします理由につきましては、現行の揖龍クリ
--------------------------	---

ーンセンターの施設の稼働を継続しつつ新施設の建設を行うことから、新施設建設のために必要な用地を確保するため、区域の一部範囲を広げるものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。都市計画に定める事項についてご説明をいたします。

都市計画に定める事項といたしまして、施設の種別、名称、位置、区域及び面積について定めることとされております。

本事業について、種類は、「ごみ焼却場」、名称は、「揖龍広域ごみ焼却施設」、位置は、「たつの市揖西町前地字山田字西向山」であり、赤色でお示ししている箇所となります。区域の面積は、約3.6ヘクタールでございます。

なお、備考といたしまして、現在のごみ焼却施設の処理能力は1日あたり120トン、粗大ごみ処理施設の処理能力は1日5時間あたり33トン、処理する区域はたつの市と太子町となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。こちらは、都市計画決定区域の詳細図でございます。

変更前の、現在、都市計画決定がされている区域は、青色で示す範囲と黄色で示す範囲となっており、合計で約3.7ヘクタールでございます。変更後は、黄色で示す範囲は削除し、青色の範囲に赤色の範囲を追加いたします。面積は約3.6ヘクタールとなります。

続きまして6ページをご覧ください。都市計画変更の理由でございます。

前段でもご説明いたしましたとおり、中播都市計画区域内のたつの市、太子町の1市1町におきまして、既存のごみ焼却施設は、稼働から25年以上が経過し、老朽化が進んでおります。

このことから、し尿を除いた一般廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物を資源として有効活用することで循環型社会を形成し、住民の衛生の向上に資することを目的として、一般廃棄物処理施設の都市計画変更を行うものでございます。

続きまして7ページをご覧ください。都市の将来像の中で当該施設がどのように計画されているか、上位計画における位置付けについてご説明をいたします。

まずは、都市計画に係る上位計画につきまして、令和3年3月に策定されました「西播磨地域都市計画区域マスタープラン」では、都市施設に関する方針として、『廃棄物処理施設は、住民生活や事業活動に不可欠な施設であることから、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を図るとともに、廃棄物の発生抑制や再生利用等の促進など持続可能な循環型社会の構築に取り組む。』としております。

令和3年12月に改定した「たつの市都市計画マスタープラン」においては、ごみの適正処理の推進について、『一般廃棄物最終処分場の長期的かつ安定的な稼働を維持するため、揖龍クリーンセンターの老朽化施設の更新と併せ、施設の機能改修を計画的に進める。』としております。

また、令和2年3月に改定した「太子町都市計画マスタープラン」では、供給処理施設整備の方針としまして、『良好な地域環境の保全のため、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクルや処理システムの構築を推進するとともに、施設の安定的な管理・運

営に努める。』としております。

続きまして、8ページをご覧ください。廃棄物処理に係る計画における位置付けについてご説明いたします。

平成30年8月に改定されました「兵庫県廃棄物処理計画」では、廃棄物の適正処理の推進について、『強靱な一般廃棄物処理システムの確保』として、施設の整備にあたっては、災害時にも稼働を確保し、電力供給や熱供給の役割を果たす地域の拠点になり得る施設を整備するとしております。

また、『地域特性を生かした一般廃棄物処理施設の広域化』として、広域処理ブロックの検討にあたっては、地理的条件や社会的条件、従来からの広域処理の枠組等を尊重するとしております。

令和3年9月に策定いたしました「揖龍地域循環型社会形成推進地域計画」では、『基本的な方向性』としまして、揖龍クリーンセンターの老朽化により施設の更新が必要であることから、新たなごみ処理施設の整備により、循環型社会の形成を一層推進するとともに、ごみ処理施設での積極的な熱回収や処理残渣の減量化を図るとしています。

また、『ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況』としましては、先に述べた兵庫県廃棄物処理計画に基づき、現状のたつの市、太子町で施設整備を行い、たつの市新宮地域を処理区域に加えることで広域化を図ることとしております。

続きまして、9ページをご覧ください。都市計画変更手続きのスケジュールについてご説明いたします。

令和5年9月に、都市計画の素案の作成を行い、これにつつま

して、12月19日に住民説明会を開催し、5名の参加がありましたが質問等はございませんでした。また、公述の申出はなく公聴会は開催しておりません。

令和6年2月には、都市計画審議会事前審を実施し、都市計画の案の作成を行っております。

令和6年5月に、知事協議・関係市町調整を実施しており、6月20日に兵庫県知事から「中播都市計画ごみ焼却場の変更について異存ない」旨の回答を受領しております。

令和6年6月25日から7月9日の間に案の公告・縦覧を行いました。期間内に意見書の提出はございませんでした。

本日は、7月の都市計画審議会の本審議の段階となっております。

今後の都市計画決定の告示・縦覧は、令和6年9月の予定でございます。

なお、生活環境影響調査については、令和5年12月から1年間の現況調査を行い、令和6年4月1日から30日に、調査・予測・評価の結果をとりまとめた報告書の縦覧を行いました。受付期間の5月14日までに意見書の提出はございませんでした。

続きまして、10ページをご覧ください。生活環境影響調査の概要をご説明いたします。

生活環境影響調査とは、事業実施区域やその周辺の生活環境の現況を把握し、施設設置後の環境への影響を予測することにより、必要な公害防止対策を検討するものでございます。

生活環境影響調査を実施した項目につきましては、表の横の欄に環境に影響を与える可能性のある生活環境影響要因、縦の欄に影響が生じる可能性のある事項を示しております。

煙突排ガスの排出による大気質と悪臭、施設の稼働による騒音・振動、施設からの悪臭漏洩、廃棄物運搬車両の走行による大気質と騒音・振動について、調査・予測・評価を行っております。

続きまして、11ページをご覧ください。予測の条件や、現在の環境の状況を把握するために、現地調査を実施いたしました。

事業実施区域では、地上気象・上層気象、環境大気質、悪臭、一般騒音及び振動の調査を行いました。

また、環境大気質については事業実施区域のほか周辺4地点の合計5地点、道路沿道の大気質や騒音・振動については北側の沿道と南側の沿道の2地点、近傍の住宅等がある地点として荒神社におきまして一般騒音・振動と悪臭の調査を行っております。

続きまして、12ページをご覧ください。

予測評価を行いました結果、大気質、騒音・振動、悪臭の各項目とも、公害防止基準値の設定や公害防止対策を講じることにより、周辺環境への影響を可能な限り低減しているものと考えております。

また、予測結果を、環境基準や規制基準等といった生活環境の保全上の目標と比較した結果、各項目とも環境保全目標値以下となるものと予測され、生活環境の保全上の目標との整合性も図られているものと考えます。

続きまして、13ページをご覧ください。予測評価を行った項目の内、住民の皆様に関心が高いと思われるものについて詳細をご説明いたします。

煙突排ガスの排出による大気質への影響につきましては、二

酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、水銀、ダイオキシン類について予測を行いました。

予測の結果は、全ての物質において環境基準値等の環境保全目標値を下回る結果となっております。

続きまして、廃棄物運搬車両の走行に伴う道路沿道の騒音・振動につきましては、現況の交通量に加えて廃棄物運搬車両が走行した場合でも、騒音・振動のいずれも、環境保全目標値以下となりました。

また、施設からの悪臭の漏洩につきましては、類似施設である既存の施設について、現地調査を行いました。その結果を見ますと、全ての項目で環境保全目標値を下回っております。

このことから、新ごみ処理施設におきましても、環境保全目標値を下回るものと予測しております。

続きまして14ページをご覧ください。公害防止対策についてご説明いたします。

施設の供用時の対策につきましては、1番目は、排ガスによる大気汚染に対して、バグフィルタの設置により、ばいじん、ダイオキシン類、水銀の除去を行うなどの対策を行います。

2番目に、騒音・振動対策でございます。送風機、空気圧縮機等の設備が騒音、振動源となりますので、低騒音、低振動型の機器を採用するなどの対策を行います。

3番目に、悪臭対策でございます。臭気発生源は主にプラットホーム、ごみピットとなりますので、ピットからの臭気が建物外へ拡散しないよう、プラットホームを常に負圧にするなどの対策を行います。

	続きまして15ページをご覧ください。4番目についてでございますが、廃棄物運搬車両に係る対策といたしましては、特定の時間に収集車両が集中しないよう効率的なごみ搬入計画を策定し運用する等の対策を行います。 また、工事中につきましては、大型車両等により資材の搬入出等を行うことから、排気ガスが発生するため、アイドリングストップ等を実施する等の対策を行います。 説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	議案第3号の説明が終わりまして、今から質問、ご意見等をお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
委員	都市計画に直接関係があったかわからないのですが、広域化の中で新宮町の扱いです。今現在は新宮地域のごみ処理については、にしはりまクリーンセンター、テクノの方で処理をいただいておりますけれども、数年後には揖龍の方に戻ってくる状況が、計画案が、そうなったときのその配慮が、そこまでのことを考えて次のことを計画されているのか。というのは、1つは処理能力ですね、処理能力については変更がない。新宮地域のごみも入ったことで計画がある、進んでおるのか、その辺どうですか。
揖龍保健衛生施設事務組合	お答えさせていただきます。新宮地域がにしはりまクリーンセンターから抜けられることを想定して処理能力を決めておりますので、その点については大丈夫かなと思っております。

委員	数字的には一緒だけれど十分処理できると。それと関係するのが運搬車両、新宮地域の方から入ってきます。通常の期間、工事の期間だけじゃなくて、通常の扱いになってきます。その分の、公害の問題もありましたけれども、その辺も配慮されているのでしょうか。
揖龍保健衛生 施設事務組合	今、これの予測の評価をさせていただいていますのは、あくまでも現有施設で評価とか予測を行っております。おそらく新宮からごみが入ってくるとしましても、おそらく北の方から入ってくるのかなと思うのですけれども、そのルートでも騒音・振動を測っておりますので、そこについても大丈夫かなと思っております。
委員	新宮の方が配慮されてないのではないかな。新宮の数、結構多いです。だから、その辺も配慮した上での方が必要なんじゃないかな。あのいろんな公害対策の問題とかごみ処理の問題とか、数年後には新宮地域のごみがこっちへ処理するようになるのでその辺も配慮する必要があると思うのですけれども、どうでしょうか。
会長	所管課、よろしいですか。委員が質問されていることをきちっと把握して、答弁が質問と食い違っていると思いますので、所管課にはしっかりと説明していただきたいと思います。 よろしくをお願いします。
揖龍保健衛生 施設事務組合	新宮地域が入ることによりましてごみの収集台数とか量が増えることは想定されますが、あくまでも現有施設のもとでしか予

会長	測評価できませんので、今現在の揖龍クリーンセンターで想定させていただきますいております。その状況で、騒音とか振動とか、大気質、それらを測ったということでございます。 今、委員が質問されておりますのは、新宮地域のごみが今度こちらの方に来ますねという話をされておりますんでね、11ページに搬入廃棄物の運搬車両の主な搬入ルートってありますよね。黄色のところが北側から入ってきますよと。南側の方は今言いましたように地点Bで南側沿道とかね。ここにきちっと図面の上に書かれておりますんで、ここで所管課の方としては、予測した場合は振動、騒音などは大丈夫なんですと言うて、資料で説明、答弁してもらわなければ、また委員もまた同じような質問されると私は思っております。 もう一度この11ページで、答弁をお願いしたいと思います。
揖龍保健衛生施設事務組合	すみません。11ページで説明させていただきます。黄色い線が廃棄物運搬車両の主な搬入ルートということで想定させていただきます、測らせていただいております。地点A、北側沿道のところで道路の大気質、それから、自動車騒音、振動の調査をしております。そこで、収集車の騒音とか振動とか大気などをやってということでございます。説明としましてはそうなんです、今、クリーンセンターがこの赤い枠ですね、赤い枠の中にあるんですが、この主な進入ルートとして北側が地点A、2号線から入ってくるところが地点B、主な搬入路としてはその2箇所があると想定してまして、その2箇所で測らせていただいたということでございます。その他の地点1、2、3、4、5については施設の周辺ですけれども施設周辺の東西南北で大気とかを測らせて

委員	いただいたということでございます。 現状でしか分からないか分かりませんが、新宮地域の運搬車両が何台入ってくるかは分かると思います。だから何台入ってくるということも想定しながら、その辺のこともやっぱり配慮していただいて、新宮地域のごみ処理の、こう移動するんだ、こっちに来るんだということを配慮した上での計画でなかったら、また新宮地域のが来た時に、またそこで変更する、また検討するんじゃないくて、もう見えていますので、7年後というのは見えているんで、そういうことも配慮した上での計画をお願いします。 答弁はいいです。
会長	私が司会しながら私が言うのも申し訳ないんですけどね、13ページに騒音・振動、廃棄物運搬車両の走行とありますよね、ここに今の現行の交通量に加えて廃棄物の運搬車両が増えますよと、でも騒音、振動、いずれも環境保全目標値の以下となりましたってここにきちっと書かれておれば、目標値がいくらで、騒音、振動を測った場合がいくらになりますので基準以下ですよっていうふうに説明されれば、委員も納得されるのではないかなと。そういうことでどっかで言われた時にはね、そういうふうな答弁をしていただいた方が分かるんじゃないのかというふうに思ってますんで、よろしく願いしたいと思います。 その他、また質問、ご意見等伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。 よろしいですか。はい、どうぞ。

委員	廃棄物の適正処理ということで、8 ページで、電力供給や熱供給の役割を果たす施設の整備とある。電力供給はなんとなく分かるのですが、熱供給の役割はどういったことをするつもりですか。教えていただけますか。
揖龍保健衛生 施設事務組合	エネルギーの回収ということで、エネルギー回収型廃棄物処理施設という名前がついているのですが、単にごみを焼くだけではなくてエネルギーを回収する施設で、基本的にはほぼ発電してそれを電力供給するのがメインとなっております。それで、一部熱が出ますということなのですが、それはそんな大規模なお風呂とかを沸かすような、それくらいの熱は出ませんので、例えば施設内のシャワー室を作るとか、洗車場の水を若干お湯にするとか、そういう程度の若干の熱は出るということでございます。
委員	要は、その施設内だけでの活用という形になるのですかね。
揖龍保健衛生 施設事務組合	基本的にはそうですが、例えば災害が起きた時とかには住民の皆さんに開放して、シャワー室を使っていただくとか、そういったことも可能かとは思いますが。
委員	その規模的には本当に小規模なものなんですね。
揖龍保健衛生 施設事務組合	そうですね。熱量としてはちょっと少ないと思います。
委員	それで大規模災害に備えられるかどうかはいかがでしょう。

揖龍保健衛生 施設事務組合	特に、大規模災害が生じた時は、こちらの施設としてはあくまでも基本的にはごみを適正に処理するというのがメインとなっていますので、それ以外に一部開放するとかそういうのも考えております。
委員	予算的なこともあるであろうと思うのですが、もうちょっと大きな目標の中でしっくりくるような形の施設整備を目指していただけたらと思います。
会長	よろしいですか。 その他、もしあれば。どうぞ。
委員	説明資料の５ページのところですけれども、大型ごみの処理について、今お話し出てます新宮町が後から増えるということで、大型ごみの置場というのが、なかなか厳しくなってくるんじゃないかなと思うんですけれども、現状、この変更前のところの南西の角辺りに集めているのではないかなと思うのですけれども、これ、変更後でですね、山側が区域から外れるということですから、大型ごみが増えた場合に、南の山側を削る方がやりやすいのかなと思うのですけれども、その辺は増えた場合に大丈夫なんでしょうか。
揖龍保健衛生 施設事務組合	５ページの話で言うと、山を削って造成してそちらに新施設を作るのかどうかですが、現状の施設は当然建つまで残っていますし、リサイクル施設ですね、ストックヤードとか、先ほど言われました粗大ヤードの場所はそのまま残りますので、そちらの方

	に現状と同じように置かしていただくということで、事足りると いうふうに判断しております。
委員	新宮地域が増えたとしても大丈夫だという想定はされている ということですね。
揖龍保健衛生 施設事務組合	はい、そういうことです。
委員	はい、分かりました。
会長	はい、その他ご質問があれば。どうぞ。
委員	11ページを見てもらったら分かるんやけど、環境に取り組 むということで、今回、ずいぶん昔の話になって申し訳ないが、 揖龍センターは25年前には、あの地域から別の場所へ行くと市 は我々に説明したわけだが、それは行かないと。行けないからこ こでやる、今あるところで何とかやらしてくれということでここ に書いてある揖保川町の本條、二塚、養久、それと揖西の方は佐 江とか北山、それから前地。毎年この7月30日に揖龍へ行って 話合いがされると思うのですが、こういう状況で、25年前に言 うたことが実施できない市やから、ほんまにきっちりできるか不 安になる。でも自分らがごみを出すのだから、ごみ出さずに自分 のところ処理するわけではないのだから、我々は賛成したわけ です。あそこでいいですよ。新しいものを作ってくださいよって いうことを賛成したわけなんでね。元から環境という部分はみん な関心も持っているし、そういうことでこの揖龍センターについ

揖龍保健衛生 施設事務組合 委員	ではもう少し市として真剣な考え方をしていかないと。 これ20年後、30年後言うけど、すぐに来る。あなた方の時代にはもうめっちゃくちゃになってるかも分からない。だから、約束事とかもその場のぎでやるんじゃないくて、しっかりやってほしいなっていうのをいつも言っている。揖龍センターに行っ ね、話合い、毎年2回ぐらいするのかな。 1回です。 1回必ず今言うたことはさせてもらってます。だから臭いについても、運搬のことについても意見いっぱい出ってます。今、委員が言われた以上のことを皆さん言われてます。それでやっと今、ほとんど皆さんが納得してもらえるようにしてもらってます。それは自分としては、ここで応援してます。毎年1回行かしてもらっているから。 そういう意味では、もっともっと環境を良くするためにどうするかって、施設作るのならもっと多くの人に利用してもらえるような方向に行くべきじゃないかなって思います。 金額の方はいくらいるんか知らんけど、一番問題は新しいものを次々作っていくためにはごっつい金額も必要ということで、話合いの時には周辺の地域には補償してあげてほしいという話をしとるんで。 皆さんは遠いところに住んでおられるか知らないが、近くに住む人はずっと25年間辛抱してきている。臭いやなんだと今言われているが。そういう意味では近くの地域にいる人のことも考えて都市計画もやっていかないと。この地域で住んでいる人は、も
--	--

	うしょうがないとか言わずに、ごみ出すんやからってみんなに納得してもらったわけやから、そういう意味ではもっと真剣にこの環境問題を考えてもろてやってほしいなというのはある。だから、ある程度のことはお互いさんやから辛抱せなあかんといつも地域の人に話をしているし、自治会の人にもそれ以上言うなど。みんな一生懸命やっているのだから、ある程度は自分らもごみ出しているのだから辛抱しなさいというところで、今度の新しいのを建てる時に話合ったわけなんでね。揖龍センター応援しておりますので。よろしくお願いします。
会長	よろしいですか。今、委員の方から話ありましたように、今回はクリーンセンターの都市計画の変更ということで挙がってきておりますけども、今言われてますように、今度新宮の分もここに増えてきますね。当然この地域の方々にご迷惑をかけているという話が出てきておりますので、生活環境の影響調査をされておりますけれども、本当に行政として大きな話だと思いますけども、きちっと調査をした結果、これで安全ですよということで、その都度地元の説明の中に入られた時にはそういうことで、丁寧に住民の方々に説明していただくということ、これは何も揖龍クリーンセンターだけでなく、行政としての説明責任ではないのかなと思っておりますので、今の意見はきちっと慎重に取り扱っていただきたいなと、私からもお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。 よろしいですか、それで。
委員	結構です。

会長	はい、すみません。ではそういうことでお願いしたいと思えます。都市計画決定のこととは別ですが、これはこの問題だけでなく、今言いましたように行政として地域の住民の方々、市民の方々への対応というのは一番大事ではないのかなと思えます。特にごみの関係につきましては十分に慎重に取り扱っていただいて、市民の方々にも説明していただきたいなと思っております。私からも最後応援したいと思いますのでよろしくお願いします。 その他、もしご意見等がございましたらお受けしたいと思います。 よろしいですか。質問等がないようですので、採決に入ってもよろしいですか。 （異議なしの声あり） それでは、議案第3号について、承認される方は挙手を願いたいと思えます。 （委員の過半数が挙手）
会長	出席委員の過半数が挙手をされておりますので、議案第3号については、本案のとおり承認されましたので、よろしくお願いします。

	それでは、以上で、本日の審査事項は終了しました。
--	--------------------------